

付録第一（第二条関係）

$$A = \sum_{i=0}^n ai \frac{1}{(1+r)^i}$$

Aは、電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額

aiは、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者が法第四条第一項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の

規定によってした申請に係る電線を当該電線共同溝の建設又は増設が行われる道路の地下に自ら設置する必要がなくなることにより、当該

電線共同溝の建設又は増設に係る工事完了予定時期の属する年度以降その占用することができる期間内のi年目の年度において支出を免れることとなる道路の掘削及び埋戻しその他当該電線の設置又は管理に要する費用の額（当該電線を当該電線共同溝に敷設することにより電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者ごとに追加的な設備が必要となるときは、これに要する費用の額を控除した額）

nは、当該電線共同溝の耐用年数

rは、国土交通大臣が定める年利率